

Microsoft 365 from NTT Communications に係る提供条件特約

お客様とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTT Com」といいます。）は、NTT Com の Microsoft 365 from NTT Communications 利用規約（以下「約款」といいます。）に定める Microsoft 365 from NTT Communications（以下「本サービス」といいます。）を提供するための契約（約款の定めに基づき成立する契約をいいます。以下「附合契約」といいます。）について、その一部の提供条件を約款の定めとは異なる条件で NTT Com がお客様へ提供することを目的として、この提供条件特約（以下「本特約」といいます。）を締結します。

（特約事項）

第1条 NTT Com が提供する本サービスに係る提供条件のうち、特約事項は次のとおりとします。

(1) 本サービスの料金その他の提供条件は別記1のとおりとし、別記1に定めのない料金及び工事費等その他の債務は、約款の規定を適用します。

(2) NTT Com は、本サービスを提供するにあたり、約款料金表第1表（料金）に規定する料金を基準として算出する額については、前号に規定する料金を基準として算出します。

(3) NTT Com は、本サービスを提供するにあたり、約款に定める割引及び料金の減額の規定を適用しません。

(4) 当社 ICT Business Mall 上の専用申し込みページ

(<https://bizmall.ntt.com/products/detail/4fcd1da6-f03f-11ec-8d09-f12f17e53762>) にて 2023年6月30日までの開通希望日指定で申込みされた場合の特別割引となります。

(5) Direct Calling for Microsoft Teams（当社の I P 通信網サービス契約約款別冊（シェアード I P - P B X サービス）に規定する第6種シェアード I P - P B X サービス カテゴリ 3 のタイプ 5 をいいます。以下同じとします。）を含む、以下全ての組み合わせ時に特別割引となります。この場合において、プラン又は契約の一部が解除となったときにおいても、本特約は終了するものとします。

- ・ Microsoft Teams Essentials (AAD Identity)
- ・ Microsoft Teams Phone Standard
- ・ Office365 E1
- ・ Direct Calling for Microsoft Teams

(6) 前号に規定する Direct Calling for Microsoft Teams は当社 ICT Business Mall 上の専用ページ（<https://bizmall.ntt.com/products/detail/4fcd1da6-f03f-11ec-8d09-f12f17e53762>）

[f12f17e53762](#))からお申し込みをいただいたご契約とします。

(7) Direct Calling for Microsoft Teams の開通は本サービス開通から 2 か月以内の開通が必要となります。

(8) 本サービスは 1 年単位の契約になります。

(9) 2023 年 6 月 30 日までに開通された場合の特別割引は 1 年間適用となります。2 年目からは通常価格になります。

(10) 本サービスの期中解約の場合は残余の期間に対応する月額料金に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

2 前項に掲げるものを除いては、約款の定めにより本サービスを提供することとし、約款に変更があった場合、変更後の約款の定めによることとします。

3 本特約と約款の内容に齟齬が生じた場合、本特約の規定が優先するものとします。

4 約款は、NTT Com 所定のホームページ (<http://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) においてこれを掲載します。

(適用対象となる電気通信役務等の契約)

第 2 条 本特約の適用対象となる附合契約は、当社 ICT Business Mall 上の専用ページ (<https://bizmall.ntt.com/products/detail/4fcd1da6-f03f-11ec-8d09-f12f17e53762>) からお申し込みをいただいた Microsoft Teams Essentials (AAD Identity)、及び Microsoft Teams Phone Standard の電気通信役務等の契約 (以下「適用対象契約」といいます。) とします。

2 NTT Com は、適用対象契約が成立したのち、本特約を適用します。この場合において、個々の適用対象契約は、NTT Com がその申込を承諾した時点をもって成立します。

ただし、申込の承諾を行わない場合の条件については、約款の定めによることとします。

3 本特約の成立後、お客様から NTT Com に対し、適用対象契約への追加の申し出がなされた場合は、NTT Com が承諾した場合に限り、本特約の適用対象とします。

(守秘義務)

第 3 条 お客様は、本特約の履行上知りえた相手側当事者の技術上・営業上又はその他の業務上の情報を第三者に開示又は漏洩してはならない

ものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではありません。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示以後自己の責に帰すべき事由によらず公知となった情報

(3) 相手側当事者から開示される以前に自己が正当に保持していた情報

(4) 譲渡又は開示の権利を有する第三者から、守秘義務を負うことなく入手した情報

(5) 相手側当事者が、守秘義務の対象から除外することに書面により同意した情報

(6) 開示を受けた後、開示された情報及び資料とは関係なく、独自に開発した情報

2 お客様は、法令又は裁判所若しくは官公庁の判決、決定、命令、その他により開示を要

求された場合、必要最小限度の範囲で相手側当事者の機密情報を当該機関に対して開示することができます。この場合において、かかる要求があったときは、その開示の前に相手側当事者に通知するものとします。ただし、緊急止むを得ない場合は、開示後速やかに通知するものとします。

(本特約の変更)

第4条 お客様及び NTT Com は、必要が生じた場合には、本特約の内容を協議の上変更することができるものとします (本特約の変更)

2 NTT Com は、第1条第1項の特約事項の条件で本サービスの提供を継続することが困難となった場合(天災、地震、爆発、洪水、火災、停電、荒天、パンデミック、エピソード、その他の大惨事、禁輸措置、反乱、国家非常事態、テロ行為、戦争や法令等、並びに連邦、州、地域、外国、その他の政府、若しくは文民又は軍事当局の命令、指示、要請及び NTT Com の合理的なコントロールを超える本サービスの提供に係る仕入先の値上げ、NTT Com の商業合理性に基づく継続停止・廃止判断を含みますが、これらに限られないものとします。)、お客様に対し書面により特約条件の見直しの協議を申し入れることができるものとし、お客様は協議に応じるものとします。本項に定める NTT Com による申し入れ日を起算日として、お客様 NTT Com 間の協議が30日までに整わない場合、NTT Com は、お客様に対し、30日前までに書面で通知することにより、本特約を解除することができるものとします。

(本特約の有効期間)

第5条 本特約の有効期間は、本サービスの課金開始日より1年間の期間とします。

2 前項の規定にかかわらず、適用対象契約が全て解除となった場合は、本特約は終了するものとします。

(属性要件に基づく契約解除)

第6条 お客様及び NTT Com は、相手側当事者が次の各号に該当すると認められるときは、相手方に対し是正その他必要な措置を要求することができ、相手方が当該要求にもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否した場合には、本特約を解除することができるものとします。

(1) 自己又はその役員が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 自己又はその役員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 自己又はその役員が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 自己又はその役員が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 自己又はその役員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第7条 お客様及び NTT Com は、相手側当事者が自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合は、相手方に対し是正その他必要な措置を要求することができ、相手方が当該要求にもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否した場合には、本特約を解除することができるものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(特約解除に基づく損害賠償)

第8条 お客様及び NTT Com は、第4条、第5条、第6条又は第7条の規定により本特約を解除した場合は、これにより相手方に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとします。

(準拠法)

第9条 本特約の準拠法は日本法とします。

(存続条項)

第10条 第3条及び第9条の規定は、本特約終了後も有効とします。

[別記1]料金表

1. 料金及び工事費等その他の費用

1 - 1 . Microsoft 365 from NTT Communications

[表 1]月額料金

項目	単位	割引後価格
Microsoft Teams Phone Standard	ID	621 円
Microsoft Teams Essentials (AAD Identity)	ID	437 円